

介護老人保健施設えんれい荘訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設えんれい荘（以下「当施設」という）は要介護状態（もしくは要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用に同意する者（以下「同意者」という）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出した（のち、令和5年4月1日）以降から効力を有します。但し、同意者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2の改定が行なわれないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び同意者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び同意者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由がなく、訪問リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び同意者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び同意者が、本約款に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。

- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
なお、入院三か月以上で利用契約を再度見直す場合がございます。
- ⑤ 利用者が死亡した場合。
- ⑥ 利用者又は同意者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむ終えない理由により、当施設を利用させることができない場合。

（利用料金）

- 第5条 利用者及び同意者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者および同意者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び同意者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払の方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
 - 3 当施設は、利用者又は同意者から、1項に定める利用料金の支払を受けたときは、利用者又は同意者が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

- 第6条 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（※診療録については、5年間保管します。）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、同意者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

- 第7条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は同意者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、照会等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に症状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

（緊急時の対応）

第 8 条 当施設は、現に訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

（要望又は苦情等の申出）

第 9 条 利用者及び同意者は、当施設の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は苦情について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第 10 条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及びふよう同意者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用約款に定めのない事項）

第 11 条 この約款に定められていない事項は、介護保健法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は同意者と当施設が誠意をもって協議して定める事とします。

介護保健施設サービスについて
(令和6年6月1日現在)

<別紙1>

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設えんれい荘
- ・開設年月日 平成31年1月1日
- ・所在地 北海道阿寒郡鶴居村字雪裡原野北22線西11番地
- ・電話番号 0154-64-2126
- ・ファックス番号 0154-64-2669
- ・管理者名 井手 篤史
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0154380042号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。

「介護老人保健施設の運営方針」

・当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護、その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。また、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努め、懇切丁寧を旨とします。

(3) 施設の職員体制(訪問リハビリテーション担当部門)

職種	常勤	非常勤	業務内容
医師	1		利用者の健康管理
理学療法士	3		利用者のリハビリテーション
支援相談員	2		相談業務
事務職員	1		請求業務

2. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(直通電話 0154-64-2126)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、正面玄関に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

3.その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

◇ 介護保険証の確認

ご利用の申し込みに当り、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）については、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、そのものが有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。このサービスを提供するにあつては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・同意者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、又、計画の内容については同意をいただくようになります。

（担当者が毎週予定曜日にリハビリテーションを提供させていただきますが、祝日や担当者が不在の場合、曜日変更や代行者が提供させていただきます場合があります。また、身体状況によって担当者変更の可能性がございます。）